

## 千葉県鳥獣捕獲等事業者の認定申請に関する指導要領

### 第1 趣旨

この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の3の規定により、法第18条の2の認定の申請を行おうとする者に対し、県が行政指導を行おうとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき必要な事項を定めるものとする。

### 第2 提出様式

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第19条の2第2項で定める提出書類のうち、次に掲げる提出書類については、それぞれ同表に定める様式により、提出を求めるものとする。

| 根拠条項            | 提出書類                    | 様式  |
|-----------------|-------------------------|-----|
| 省令第19条の2第2項第2号  | 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む。） | 様式1 |
| 省令第19条の2第2項第5号  | 事業管理責任者の誓約書             | 様式2 |
| 省令第19条の2第2項第12号 | 申請者の捕獲実績を記した書類          | 様式3 |
| 省令第19条の2第2項第13号 | 役員及び事業管理責任者の誓約書         | 様式4 |
| 省令第19条の2第2項第15号 | 申請者が欠格事由に該当しない旨の誓約書     | 様式5 |
| 省令第19条の2第2項第10号 | 捕獲従事者に関する射撃技能を証明する書類    | 様式6 |
|                 | 捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲実績に係る書類   | 様式7 |
|                 | 捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書    | 様式8 |

- 2 省令第19条の13第3項で定める「研修の実施状況に関する報告書」については、様式9により、提出を求めるものとする。

### 第3 提出書類

- 1 申請者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める書類を求めるものとする。

- (1) 申請書を、省令第19条の2第1項で定める「鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域」を管轄する知事に提出する場合 県において捕獲事業を実施した実績又は県において今後実施する見込みがあることを記載した書類

- (2) 省令第19条の2第2項第9号において、安全管理講習及び技能知識講習の修了証の発行者（証明者）が環境省以外である場合 講習の実施方法、内容及び講師、受講

者の出席状況等が分かる書類

- (3) 省令第19条の4第1項第5号ただし書で定める「当該講習を修了した者と同等の知識を有する」場合 大学等が実施する資格を取得したこと及び認証制度を活用して認証を受けたことなどを証する書類
- (4) 省令第19条の5第1項第2号及び「夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件」(平成27年環境省告示86号。以下「告示」という。)1で定める夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃の技能を証明する場合(特に、射撃に関する関係団体からの推薦を有する場合) 過去1年以内に参加した射撃に関する大会において、告示で定める要件と同等の技能を有すると判断される成績を収めたことが分かる書類
- (5) 省令第19条の6ただし書きの「当該講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する」場合 大学等が実施する資格を取得したこと及び認証制度を活用して認証を受けたことなどを証する書類
- (6) 省令第19条の8第1号による鳥獣捕獲等事業の実績(様式3)において、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合 申請者又は下部組織の定款その他申請者と受託者との関係が分かる書類
- (7) 省令第19条の8第1号による鳥獣捕獲等事業の実績について、「当該法人が当該捕獲等に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それらの者の中の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に当該法人が組織的に実施したと認められる場合」や「新規に法人を設立した場合は、新たな法人が実質的に以前の団体の後継かつ同等の組織と認められる場合や、新たな法人の構成員のうち相当数が鳥獣捕獲等事業において構成員の中の指揮命令のもと、共同で捕獲等をした実績を有する場合」などを実績として申請する場合 それを証する書類

2 省令第19条の2第2項第7号及び第14号に定める写しについては、次の各号に定めるページの写しを求めるものとする。

- (1) 省令第19条の2第2項第7号で定める捕獲従事者の現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による許可証の写し(麻醉銃の場合にあつては、人名救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)については、写真、本人に関する情報、許可証番号及び交付年月日等が記載されたページ並びに少なくとも鳥獣捕獲等事業で使用する1種類以上の現に所持する銃の種類等が記載されたページの写し
- (2) 省令第19条の2第2項第14号で定める損害保険契約書等の写しについては、契約の契約者、被保険者、契約期間及び契約内容(保険金額を含む。)が分かるページの写し

## 附則

この要領は平成27年9月28日から施行する。

この要領は令和元年12月27日から施行する。

様式 1

役員及び事業管理責任者名簿

( 年 月 日現在)

役員

| 住 所 | 本 籍 | 氏名 (ふりが<br>な) | 生年月日 | 性別 | 役 職 |
|-----|-----|---------------|------|----|-----|
|     |     |               |      |    |     |
|     |     |               |      |    |     |
|     |     |               |      |    |     |
|     |     |               |      |    |     |

事業管理責任者

| 住 所 | 本 籍 | 氏名 (ふりが<br>な) | 生年月日 | 性別 | 役 職 |
|-----|-----|---------------|------|----|-----|
|     |     |               |      |    |     |

様式 2

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

千葉県知事

様

(事業管理責任者)

住所

氏名

㊞

次に掲げる業務を行うことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

様式3

年 月 日

千葉県知事 様

申請者  
住所  
名称  
代表者の氏名 ⑩

鳥獣の捕獲等に係る実績

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号に規定する、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は以下のとおりです。

1 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

|                        |  |
|------------------------|--|
| 鳥獣捕獲等事業の発注者            |  |
| 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称         |  |
| (申請者が組織的に実施したと認められる理由) |  |
| 実施期間                   |  |
| 実施区域                   |  |
| 鳥獣の種類                  |  |
| 捕獲等の方法                 |  |
| 捕獲従事者の氏名               |  |
| 実施結果                   |  |

## 2 鳥獣捕獲等事業における事故発生の有無

|         |      |      |
|---------|------|------|
| 事故発生の有無 | 1. 有 | 2. 無 |
| 事故の概要   |      |      |

(備考)

- 1 申請前3年以内の実績に限る。
- 2 複数の実績を記載する場合は、上記様式を繰り返し記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄に記載し、定款その他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付すること。
- 5 鳥獣の種類については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣であること。
- 6 捕獲等の方法については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（法定猟法に限る）であること。（銃猟、わな猟、網猟の別）
- 7 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載すること。なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも1名以上記載した上で、「他○名」とすること。
- 8 実施結果については、捕獲数その他、受託した事業を適切に実施したかを記載すること。
- 9 2の事故発生の有無欄については、該当する数字に○をすること。
- 10 申請前3年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払いがある程度以上のものであって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を含む）を添付すること。
- 11 捕獲実績として記載した事業の契約書・仕様書等を添付すること。

様式4

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者

住所

名称

代表者の氏名

㊞

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

また、認定の申請において、下記の者に該当しないことを確認するため、千葉県からの調査に協力し、千葉県警察本部等に照会することについて承諾します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式5

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号  
に該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者

住所

名称

代表者の氏名

㊞

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法第18条の10第2項の規定により法第18条の2の認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- 2 役員のうち法第40条第5号又は第6号のいずれかに該当するものがある者



千葉県知事 様

証明者  
 住所  
 名称  
 代表者の氏名 ⑩

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、以下のとおり証明いたします。

|             |   |     |
|-------------|---|-----|
| 氏 名         |   |     |
| 住 所         |   |     |
| 所 属         |   |     |
| 生 年 月 日     | 年   | 月 日 |
| 射撃技能を確認した日  | 年   | 月 日 |
| 射撃技能を確認した場所 |   |     |
| 使用した銃の種類    | 散弾銃・散弾銃及びライフル銃以外の猟銃・ライフル銃                     |     |
| 使用した銃弾の種類   |   |     |
| 射 撃 姿 勢     | 立射・膝射・肘射・伏射・その他 ( )<br>銃身の簡易な依託 あり (方法: ) ・なし |     |
| 結 果         | 発射数   |     |
|             | 1 回目  |     |
|             | 2 回目  |     |
|             | 3 回目  |     |
|             | 4 回目  |     |
|             | 5 回目  |     |

- 備考 1 該当するものを○で囲むこと。  
 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。  
 3 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載すること

様式 7

年 月 日

千葉県知事 様

申請者  
住所  
名称  
代表者の氏名 ㊟

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件のうち、鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

|                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| 氏 名                   |                            |
| 住 所                   |                            |
| 所 属                   |                            |
| 生 年 月 日               | 年 月 日                      |
| 第 1 種銃猟免許の交付年月日       | 年 月 日                      |
| 銃所持許可証番号 (装薬銃)        |                            |
| 過去 3 年間に装薬銃により捕獲等した数量 | ニホンジカ： 頭                   |
|                       | イノシシ： 頭                    |
| 過去 3 年間の事故の実績         | 1. あり (具体的に：<br>)<br>2. なし |

- (注) 1 該当するものを○で囲むこと。  
2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。  
3 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等、捕獲等した数量がわかる書類を添付すること。

様式 8

年 月 日

千葉県知事 様

申請者  
住所  
名称  
代表者の氏名 ⑩

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、推薦いたします。

|         |       |
|---------|-------|
| 氏 名     |       |
| 住 所     |       |
| 所 属     |       |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |

(注) 複数名を推薦する場合は、一枚に記載することができる。

様式 9

|  |   |
|--|---|
| 研修実施状況報告書<br>年 月 日   |   |
| 千葉県知事  | 様<br><br>認定証番号<br>住 所<br>名 称<br>代表者の氏名 <span style="float: right;">㊟</span><br>電話番号 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 13 第 3 項の規定に基づき、研修の実施状況を報告します。 |   |
| 研 修 の<br>実 施 状 況   | (1 年目)  |
|  | (2 年目)  |
|  | (3 年目)  |
| 研 修 計 画 の<br>改 善 状 況   |   |

備考 研修の実施状況欄には、実施時期、内容、研修を受けた者等について記載すること。

